

岩手県監査委員告示第9号

監査結果の公表（平成19年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事及び岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月30日

岩手県監査委員 中 平 均  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

商 工 第 249 号  
平成19年3月14日

岩手県監査委員 中 平 均 様  
岩手県監査委員 平 沼 健 様  
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様  
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

監査の結果に対する措置について

平成19年2月28日付け岩監第91号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

岩手県立宮古高等技術専門校

寄宿舎料及び寮生私用電気水道料の徴収に当たり、調定していないものが8件、75,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

指摘のあった案件すべてについて、平成18年12月7日までに調定を実施しました。

今後は、毎月の収入、支出事務等の進行管理を的確に行い、チェック表で確認しながら事務処理を実施するものとする。

〔措置通知書〕

教 企 第 718 号  
平成19年3月12日

岩手県監査委員 中 平 均 様  
岩手県監査委員 平 沼 健 様  
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様  
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

監査の結果に対する措置について

平成19年2月28日付け岩監第91号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項について、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

(1) 盛岡教育事務所

単身赴任手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、78,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 釜石教育事務所

期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、147,230円、また、勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、35,724円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立宮古高等学校

授業料の減免決定に当たり、減免すべきでない者に対し減免しているものが1件、33,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立宮古水産高等学校

授業料の徴収・還付に当たり、減免決定したにもかかわらず所要の手続きをとらずに授業料を徴収していたものが7件、38,400円及び減免決定前に納付した授業料の還付が遅延していたものが9件、57,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 上記1(1)については、単身赴任手当の加算額認定に誤りがあったため、支給すべき金額より多く支給しているものに係る差額78,000円を平成19年1月15日に返納の事務処理を行い、該当中学校に対し、適正な事務の執行について指導を行った。

(2) 上記1(2)については、期末手当及び勤勉手当の期間率の算定に誤りがあったため、支給すべき金額より多く支給していた期末手当については差額147,230円を平成18年12月22日に返納処理を行い、支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については差額35,724円を平成18年12月15日に追給した。今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。

(3) 上記1(3)については、世帯の収入額の算定に誤りがあったため、減免すべきでない者に対し減免していたものに係る減免措置について平成18年12月分から認定を取り消した。なお、差額33,600円については、遡及納入はさせないこととした。今後は、複数の職員による点検体制の強化を図り、再発防止に努める。

(4) 上記1(4)については、減免決定したにもかかわらず所要の手続きをとらずに授業料を徴収していたもの7件、38,400円及び、還付が遅延していたもの9件、57,600円を平成18年10月31日に還付処理を行った。今後は、複数の職員での確認体制を確立し、再発防止に努める。